

## 令和6年度

## 「職長・安全衛生責任者教育」のご案内

URL : <http://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

〒960-8061 福島市五月町4-25  
 建設業労働災害防止協会福島県支部  
 TEL: (024)522-2266  
 E-mail : info@kensaibou-fukushima.jp

厚生労働省では安全衛生責任者の資質の向上を図るために、安全衛生責任者に対する安全衛生教育制度を設け、労働基準局長通達を発出されているところです。(平成12年3月28日付け基発第179号「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」、平成13年3月26日付け基発第178号「一部改正について」) さらに、平成18年4月からは労働安全衛生法改正により、「職長教育」の講習科目にリスクアセスメントに関する科目が追加され、カリキュラムが大幅に改正されました。

建設業は他の産業と異なる面が多く、例えば、現場単位の総括管理下における重層下請けが多くあり、現場内で各下請け安全衛生責任者を選任しなければいけません。現場代理人、安全衛生責任者、そして職長と兼任している場合が多く、また、作業主任者も兼任している可能性もあります。

職長・安全衛生責任者教育には、労働安全衛生関係法令、安全衛生計画、現地KYヒューマンエラー、ヒューマンファクター等を含んでおり、現実に即応した知識教育技法として、特に実践に向けた内容となっております。

当支部では、厚生労働省指針に従い労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」及び「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」の両方の内容を満たす教育として、下記によりこの教育を実施いたします。

記

※申込みはホームページからお願いします。(申込開始日の9:00から24時間申込できます。)

## 1 講習日時・会場・受付期間

開催月		講習日・会場	申込開始日	申込締切日
7月	開催日	3日(水)～4日(木)	5月17日(金)	6月12日(水)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		
1月	開催日	27日(月)～28日(火)	12月17日(火)	1月8日(水)
	場所	福島県建設センター 福島市五月町2番25号		

※講習時間

1日目: 8:45～16:45

2日目: 8:45～16:45

## 2 受講対象者

建設業における次の者とする。

- (1) 現在、職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者。
- (2) 現在、職長又は安全衛生責任者のいずれかに選任されて間もない者。
- (3) 近い将来、職長及び安全衛生責任者として選任される予定の者。
- (4) 近い将来、職長又は安全衛生責任者のいずれかに選任される予定の者。

## 3 講習科目・時間

受付開始 8:15～

講習科目	講習時間
職長等及び安全衛生責任者の役割 建設業の労働災害の現状	1.5時間
作業員に対する指導及び教育の方法	1.0時間
危険性又は有害性等の調査と低減措置等	6.0時間
職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル	3.0時間
関心の保持と創意工夫を引き出す方法	1.0時間
異常時・災害発生時における措置	1.5時間
合計	14.0時間

#### 4 受講料（受講料、教材費には、消費税含む。）

会 員		非会員	
受講料	16,500 円	受講料	16,500 円
教材費	円	教材費	2,134 円
合 計	16,500 円	合 計	18,634 円

※会員の方には教材費を補助いたします。

#### 5 修了証

所定の全科目を受講した方には、「職長・安全衛生責任者教育修了証」を交付します。

#### 6 定 員

申込み順とします。定員になり次第締切りますが、キャンセル待ちも受け付けています。なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

#### 7 受講申込み方法

建災防福島県支部（以下「当支部」という。）のホームページの「申し込みはこちらから」より申込んでください。（<http://kensaibou-fukushima.jp/>）

#### 8 受講申込み後の手続き（流れ）

受講申請書を当支部のホームページからダウンロードしてください。

##### ①受講申請書の当支部への送付

受講申請書及び受講票に記入、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）2枚をのり付けし、返信用封筒（当支部からの受講票返信用）と併せて、郵送にて当支部へ送付してください。

送付先住所 〒960-8061 福島市五月町4-25 建設業労働災害防止 協会福島県支部
--

※返信用封筒は角形2号を使用し、受講人数を加味して下表の該当する重量の切手を貼り、返信先（会社名又は申請者名）の宛名を記入して下さい。  
※返信用封筒が同封されていない場合は着払いにて送付いたしますので、ご了承ください。

定形外郵便	50 g 以内(受講人数10人以下)	120円
定形外郵便	100 g 以内(受講人数11人以上)	140円

##### ②振込案内書の受講者への送付

当支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。

※受講申請書を当支部へ郵送後、申込締切日になっても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。

##### ③受講料の振込

※受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。

振込が終了しないと受講できません。

（指定日は銀行振込案内書に同封いたします。）

※振込手数料はご負担願います。

※銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

※振込先は講習会ごと、開催日ごとに違います。

必ず当支部からお知らせする口座に振込をお願いします。

※振込人欄には通知された「管理番号」と受講者名または会社名を記入してください。管理番号が記入されていませんと振込が確認できません。

※ 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入し、写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）2枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて当支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記8受講申込み後の手続き（流れ）の①を参照してください。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの講習以外では一切使用いたしません。）

9 その他（注意事項）

- ① 受講当日、本人の確認をしますので、受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。
- ② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。
- ③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は振込期限日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。  
受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当協会にご連絡ください。  
また、欠席の場合、次の講習会へのスライドはできません。
- ④ テキストは講習当日に配付します。講習開始時間の5分前までに着席願います。
- ⑤ 福島会場、郡山会場の駐車場は会館前の駐車場となりますが、限りがありますので詰めて駐車するようになります。そのため、講習が終了するまで車の移動はできませんので、ご協力をお願いいたします。

※ 【土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）の受講証明書が必要な方へ】

講習会終了後、受講証明書を発行いたします。

CPDSを申請される方は、受講申請書のCPDS受講証明欄に○を記入してください。